

農業用施設の建設に係る規制の見直しに係る対応方針について

- 国民への食料の安定供給のためには、大規模な施設が無秩序に設置され、周辺農地の営農に支障を及ぼすことがないように、農地を適切に確保することが必要。
- このため、許可不要で設置できる農業用施設の規模要件（2a未満）の拡大や対象施設の拡大（加工・販売施設）の要望を実現するためには、周辺農地での営農に支障を及ぼす懸念の払しょくが不可欠。
- これらの懸念に対応するため、転用許可手続きに代わる確認手段が担保されている必要。

制度の現状

2a未満の農業用施設 (許可不要)

※ 小規模な農業用施設は、日照や農地集積の阻害要因となって、周辺農地の営農に支障を及ぼすおそれが軽微であるため。
(2aを超える施設の場合は許可が必要)

加工・販売施設 (許可必要)

※ 加工処理水による農業用水への影響や、販売施設等の利用者による隣接農地への立入・農道の利用の影響等、通常の農業施設より周辺農地の営農に支障を及ぼす蓋然性が高いため。

要望実現に当たっての 検討のポイント

許可不要の農業用施設(2a) の規模拡大

※ 大規模な農業用施設が無秩序に設置されることにより、周辺農地の営農に支障を及ぼすことがないようにチェックする仕組みが必要

加工・販売施設を許可不要の 施設に追加

※ 加工・販売施設の設置により、周辺農地の営農に支障を及ぼすことがないようにチェックする仕組みが必要

対応方針

1. 農業用施設に関する事項は、令和5年4月から施行された地域計画に記載することとなっている（運用）。
2. 地域計画に記載する際は、市町村及び農業委員会が周辺への影響を確認可能。
3. このため、当該農業用施設を転用許可不要としてもよいのではないかと。

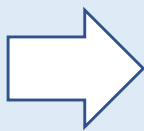
地域計画に定められた農業用施設に係る転用許可等の特例について（案）

- 地域計画に位置付けられた農業用施設への転用については、地域計画に位置付ける際に、市町村及び農業委員会が、当該施設の必要性及び周辺の営農条件に支障を及ぼすおそれがないことについてチェックできることから、その面積に関わらず、転用許可を不要とする。

特例の概要（農地法施行規則の改正）

【現行の措置】

農業者が、農業用施設（2 a 未満）を設置するため農地を転用する場合は、農地転用の4条許可は不要



左の措置に加えて、
特例を拡大

【農地法の転用許可】

認定農業者が、地域計画（※）に定められた農業用施設（面積要件なし）を設置するため農地を転用する場合や転用目的で農地の権利を取得する場合は、農地転用の4条許可・5条許可は不要

※農地転用許可権限が移譲されていない市町村の場合は、都道府県に意見を聴いたもの。

	内容	備考
①施設の種類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業生産施設 ・ 農畜産物の加工・販売施設 ・ 農家レストラン 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基盤法に定める農業用施設（加工・販売施設、農家レストラン等も対象） ・ 周辺の営農や地域計画の達成に支障を及ぼさないもの
②施設の規模の上限	上限なし	農業委員会が、周辺の営農条件に支障がないことについてチェックするため、 <u>規模の上限を設けない。</u>
③地域計画の記載事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の位置、種類、規模 ・ 転用の時期及び施設の概要 	〔 ※ 運用上、施設の設置者から「位置図」及び「施設のために必要な道路、用排水施設等に関する図面」の提出を求める。 〕

- 6次産業化を進めるためには、倉庫や加工・販売施設等が必要。
- 許可不要となる施設の規模（2a未満）が小さい上、転用許可に時間がかかりすぎ。
- 無秩序な転用促進はダメだが、地域計画に位置付けた施設であれば、規模に拘わらず許可不要とすべき。